

郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、商業施設や医療施設等が立地しておらず、公共交通空白地の割合が高い市内の東部地区において、デマンド型交通の導入可能性を検討する社会実験を実施し、持続可能な公共交通網の形成に向けた利用ニーズの把握及び事業スキームの課題を抽出することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで。

3 運行内容

受注者は、以下のとおり、社会実験運行業務を実施する。

(1) 運行方法（運行形態）

別紙記載の「運行エリア」と「指定目的地・出発地」を運行する「区域運行」とする。

運行は予約があった場合に限り、予約状況に応じて運行経路を調整することとなるが、常に最適な運行ルートの確保に努めること。

(2) 運行エリア及び指定目的地・出発地

別紙のとおりとする。

(3) 1日当たりの運行便・運行時間

別紙のとおりとする。

なお、利用者からの予約がない便については運行しない。

また、車両は1台での運行とし、1便当たりの予約が乗車定員に達した場合は、当該便の新規予約受付を停止し、その旨を周知すること。

(4) 運行期間

令和7年12月1日から令和8年1月31日まで。

(5) 運休日

令和8年1月1日及び1月2日における運休日の設定については、協議の上、決定する。

(6) 運賃区分

1人1回当たり運賃区分は、別紙のとおりとする。

(7) 利用対象者

利用対象者に制限はなく、原則的に誰でも利用できるものとする（エリア外・市外在住者でも可）。

ただし、小学生以下は、基本的に保護者同伴での利用とする。

4 車両の仕様

(1) 使用車両

使用車両は、ワンボックス型車両とする。乗車定員は、11名（運転手1名+利用者10名）以上の車両とし、詳細は協議の上、決定する。

なお、使用車両は、受注者が用意し、車両準備等に要する費用については、受注者の負担とする。

(2) 使用台数

車両は、1台での運行とする。

なお、予備車両の準備は必須としない。

(3) 車両表示

受注者は、使用車両が社会実験運行中であることを表示すること。

(4) 任意保険

受注者は、本業務における使用車両に対し任意保険又は共済に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは受注者の負担とする。

なお、任意保険又は共済の賠償内容及び補償金額は、以下の項目を全て満たすこと。

- ・対人賠償：無制限
- ・対物賠償：無制限
- ・人身傷害：5,000万円以上

5 予約受付

受注者は、以下の方法で予約を受付けし、適切な運行管理を行うこと。

なお、予約受付に当たっての通信・通話料や予約受付システム構築・利用等に要する費用については、受注者の負担とする。

(1) 予約受付方法

利用者からの予約は、電話及びスマートフォンを活用した予約受付システム（以下「予約受付システム」という。）にて受付をすること。

また、受注者は、電話での予約受付に対応するオペレーターを置くこと。

なお、当該オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めない。

(2) 予約受付時間

予約受付時間は原則9:00～17:00とする。

なお、予約受付システムによる予約受付は、上記時間以外であっても可能とする。

予約受付の締切は、基本的に以下のとおりとする。

- ・13:00までの運行便：運行日前日17:00まで
- ・13:00以降の運行便：運行日当日12:00まで

(3) 予約受付内容

電話での予約受付の際には、利用者から「社会実験利用希望」「氏名」「連絡先」「乗降場所」「利用日・利用便」「利用人数（大人、小人、未就学児）」「車いすや手荷物等の有無や大きさ」等を聞き取り、確認の上予約を受け付けること。

予約受付システムによる予約受付を行う場合であっても「社会実験利用希望」「氏名」「連絡先」「乗降場所」「利用日・利用便」「利用人数（大人、小人、未就学児）」「車いすや手荷物等の有無や大きさ」等を把握可能なシステムとすること。

なお、受注者は、利用者からの社会実験の運行内容に関する問合せ等について対応すること。

また、予約受付に当たり、利用者から設定された運行時間、運行エリア、指定目的地・出発地以外での利用希望について問い合わせがあった場合には、受注者は、本業務の主旨を説明し、利用できないことを伝えること。

(4) 連絡体制

運行状況の確認等を行うことができるよう、使用車両にはオペレーターと運転手が連絡を行うために必要な通信機器を備えること。

なお、本業務に当たり新たな通信機器の設置について求めるものではない。

また、受注者は、利用者へ可能な範囲で概ねの乗車時間を伝えるとともに、乗車予定時間に変更が生じた場合、予約者に対し変更の旨を連絡するなど、適切な対応を行うこと。

6 運賃の徴収

受注者は、乗車又は降車時に以下のいずれかの方法で所定の運賃の徴収を行い、適正に管理すること。

- ・現金のみ
- ・現金及びキャッシュレス決済

運行に当たっては、日別・便別における利用者数、乗降場所、運賃収入額、運賃区分（旅客割引の種類等）、性別、年齢等を整理した運行記録簿及び各項目の状況を整理した集計表を作成すること。

なお、運行記録簿及び集計表の様式については、協議の上、決定する。

7 事業周知及び利用啓発

受注者は、本業務の実施に当たり、事業周知用のチラシ（想定：A4裏表1枚・カラー）のデータ作成及び当該チラシを2,000部印刷し、原則令和7年10月10日（金）までに発注者へ納品すること。

なお、周知チラシのデザイン等については、協議の上、決定し、デザイン等の著作権は発注者に帰属する。

発注者は、周知用のチラシについて、対象エリア内の町内会自治会や関係施設への配布に関する調整を行う。

また、受注者は、運行期間前から運行期間中にかけて、受注者が管理するウェブサイト等にて本業務の事業周知や利用啓発に必要な広報を行い、実施した広報の内容について発注者へ報告すること。

事業周知用のチラシ作成・印刷及び受注者が行う本業務の事業周知や利用啓発に必要な広報に要する費用については、受注者の負担とする。

8 運行に係る許可申請事務

受注者は、福島運輸支局に対して、社会実験に必要な許可申請を行い、道路運送法第21条第2号に基づく許可を、3（4）に記載した運行期間の開始前までに得るとともに、その他運行に必要な準備等（許可・登録等）を行うこと。

なお、許可申請・登録等に要する費用については、受注者の負担とする。

9 運行内容の変更

利用状況や地域住民の意向等を踏まえ、運行期間中であっても必要に応じ双方協議を行った上で、運行エリアや目的地の設定などの運行内容を変更する場合がある。

その際、運行計画の変更等を福島運輸支局に対し届け出る必要が生じた場合、発注者と協議の上、受注者が福島運輸支局に届出を行い、届出等に要する費用については、受注者の負担とする。

10 委託料

委託料は、5,071,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）を上限とする。

なお、契約金額は、別途決定する。

ただし、消費税率が変更された場合は別途変更契約をするものとする。

また、委託料は、契約金額から社会実験にて得た運賃収入額を差し引いた額とする。
精算方法の詳細は、運行期間終了後、運賃収入額が確定した後、協議の上、決定する。

11 成果品の提出

(1) 運行記録簿及び集計表

社会実験の利用実績の詳細が分かる資料。

(2) その他各種データ

(1) 以外に必要とされるデータ。詳細は、協議の上、決定する。

12 納品場所

郡山市 総合交通政策課。納品方法等の詳細は、協議の上、決定する。

13 運行上の注意点

(1) 利用者の乗降時に補助が必要な場合、対応可能な範囲で適宜対応すること。

(2) 運行業務については、関係法令の遵守はもちろん、交通マナーの向上にも努め、安全運転を第一に心掛け慎重に行うこと。

(3) 利用者の乗車及び降車の際は、常に安全に注意し、適切な対応に努めること。

なお、道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）での乗降を基本とする。

※歩道側以外に待機する利用者を乗降させる場合は、周囲の交通状況を把握し、安全に乗降できるよう適切な誘導を行うこと。

(4) 利用者が乗車する際には、予約した本人であるかを確認し、指定目的地以外には降車できないことを伝えること。

(5) 運行エリアは狭隘道路があることから、道路状況等を熟知し、安全運行を行うこと。

(6) 利用者に対しての挨拶や言葉使いに注意し不快感を与えないこと。

(7) 運転手は、業務に従事している間は身分証を携帯すること。

14 業務従事者の教育

受注者は、運転手・オペレーターなど本業務に従事する者に対して、業務実施上必要な指導や教育を実施し、業務実施に支障を来さないよう万全を期すこと。

15 業務責任者の選任

受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

16 指示事項の対処

受注者は、業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

17 事故防止措置

受注者は、常に業務現場の状況把握、使用車両や設備等の点検・整備に努めるとともに、業務従事者へ必要な安全教育を行い、事故防止に万全を期さなければならない。

また、使用車両については、点検・整備時に清潔を心がけ綺麗な状態にし、利用者に不快感を与えることのないように心掛けること。

18 事故対応及び損害賠償

業務実施に当たり、事故等が発生した場合には、受注者は、現場の状況把握を行い、事故等の状況について速やかに警察及び監督員に報告しなければならない。

この場合において、被害拡大防止のためやむを得ない事情があると認められるときは、臨機に安全対策等の必要な措置を行わなければならない。

なお、受注者は、委託期間中に利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任において全ての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

19 苦情時の対応

受注者は、利用者等からの苦情、意見、質問等の処理に関する体制を整備し、その際は誠意をもって対応し、その内容を発注者にも報告すること。

20 緊急時等の対応

受注者は、災害時（異常気象等も含む）や車両故障等が発生した場合、その都度発注者と協議し、対応を決定すること。

ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受注者の判断において対応し、その内容を速やかに発注者に報告すること。

なお、これらの理由により、運行便が運休または大幅な遅延となる場合は、受注者は、その旨を利用予約者に対して個別に連絡すると同時に周知を行うこと。

21 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

22 秘密の保持

受注者は、業務実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。

契約終了後も同様とする。

23 その他

(1) 受注者は、本業務を適性かつ円滑に施行するため、発注者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。

(2) 受注者は、道路運送法や道路交通法等の関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。

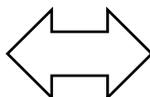
(3) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

24 疑義等の決定

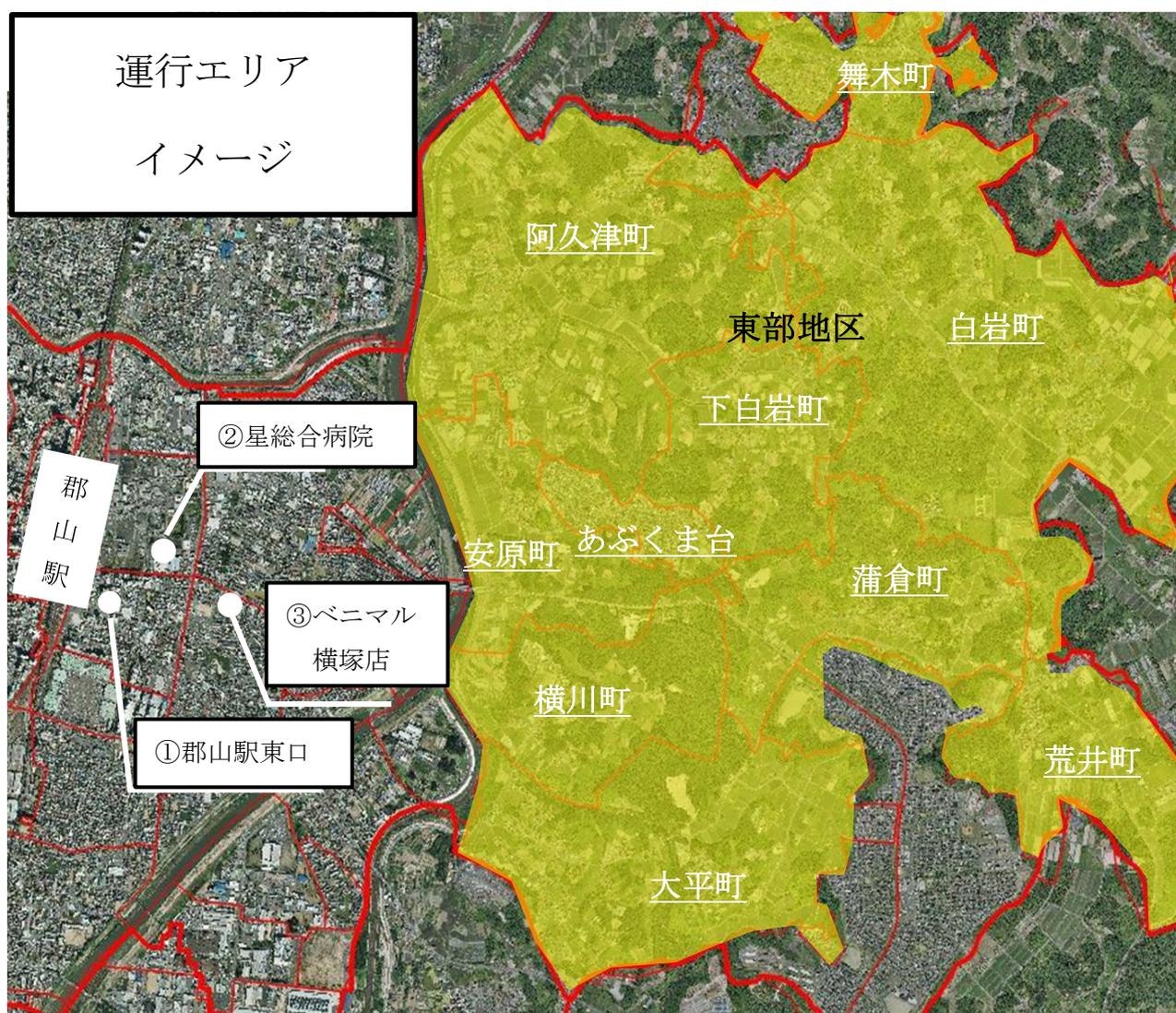
本仕様書に定めのないものについては双方協議の上、決定する。

【運行エリア及び指定目的地・出発地】

運行エリア	指定目的地・出発地
郡山市東部地区 (舞木町、阿久津町、白岩町、下白岩町、安原町、蒲倉町、荒井町、横川町、あぶくま台、大平町 (籾田地区を除く))	①郡山駅東口 ②星総合病院 ロータリー付近 (以下「星総合病院」という。) ③ヨークベニマル横塚店 駐車場付近 (以下「ベニマル横塚店」という。)



※指定目的地・出発地における詳細な乗降場所は、別途協議の上、決定する。



【1日当たりの運行便・運行時間】

行	乗車のみ		降車のみ		
	出発地	経由地	到着時間	目的地	到着時間
1便	東部地区	星総合病院	10:00	郡山駅東口	10:05
2便		ベニマル横塚店	14:00		14:05

帰	乗車のみ				降車のみ
	出発地	出発時間	経由地	出発時間	目的地
3便	郡山駅東口	11:00	星総合病院	11:05	東部地区
4便		15:00	ベニマル横塚店	15:05	

※1・2便の到着時間及び3・4便の経由地出発時間は、各運行便の予約状況により変動するため、目安である。

【運賃区分】

区分	運賃（1回当たり）
大人	500円/人
幼児（未就学児）	旅客大人1人につき、2人までは無料。3人目以降は250円/人
乳児（1歳未満）	無料
旅客割引	小学生・中学生・高校生（6～18歳まで）、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者は、大人運賃の半額とする。
備考	社会実験にて得た運賃収入については、委託料と精算する。 精算方法の詳細は、協議の上、決定する。 予約完了後に発生した利用キャンセルについて、キャンセル料は、利用者から徴収しない。